

株主各位

議決権行使書のご返送のお願い

本年度も新型コロナウイルス感染防止のため、総会会場へご入場いただける人数に制限を設けさせていただきます。

当日ご入場いただけない場合がございますので、可能な限りご出席をお控えいただき同封の議決権行使書用紙にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

株式会社日高カントリー倶楽部
株主総会 事務局

議決権行使書

私は令和5年3月24日開催の株式会社日高カントリー倶楽部第64期定時株主総会の各議案につき下記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。

継続会または延会となった場合にも上記により議決権を行使します。

株主番号	行使できる議決権の数	株
	(0 0 1)	個
	所有株式数	

令和5年3月 日

第1号議案 定款一部変更の件	原案に対し	賛	否
第2号議案 取締役4名選任の件	原案に対し	賛 (除く)	否
第3号議案 監査役2名選任の件	原案に対し	賛 (除く)	否
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	原案に対し	賛	否

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取扱います。

株式会社日高カントリー倶楽部

住所 _____

氏名 _____

株主番号	行使できる議決権の数	株
	(0 0 1)	個
	所有株式数	

株式会社 日高カントリー倶楽部
第64期定時株主総会

日時 令和5年3月24日(金曜日)午前8時30分
場所 埼玉県日高市高萩1203番地
株式会社 日高カントリー倶楽部 会議室

<お 願 い>

- ①当日ご出席願えない場合は、議決権行使書に賛否をご表示され、令和5年3月23日(木曜日)までにご返送下さい。
- ②当日総会にご出席の場合はこの用紙を切り離さずにそのまま会場受付にご提出下さい。

NO. _____

株主優待券

有効期間 2023年4月より2024年3月まで

殿

- 本券は1枚で4名様までご利用いただけます。
- 本券のご利用は平日のみとします。(平日扱を含む)
- 本券ご利用の料金はプレーフィ半額の1人9,000円(税別)とします。
- 本券に記名なきものは無効とします。

日高カントリークラブ

様

様

様

様

ご利用日時 _____ 月 _____ 日 東 西 南 コース : _____ スタート

予約方法

予約電話番号…042-989-1311

- プレー日の1ヶ月前の同一日の9時30分より電話にて受付します。
- 予約は1組単位でお願いします。1名では受付けません。
- プレー当日は本券を必ず持参の上、朝受付時にフロントへ提出願います。持参なき場合は、平常料金となりますのでご了承願います。

株式会社 日高カントリー倶楽部 埼玉県日高市高萩1203番地 ☎(042)989-1311

令和5年3月8日

株 主 各 位

埼玉県日高市高萩1203番地

株式会社 日高カントリー倶楽部

代表取締役社長 大河原茂夫

第64期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年3月24日（金曜日）午前8時30分
2. 場 所 埼玉県日高市高萩1203番地
株式会社 日高カントリー倶楽部 会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第64期（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

株主各位におかれましては、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され
令和5年3月23日（木曜日）までにご返送くださいますようお願い申し
あげます。

株主総会にご出席される場合、新型コロナウイルス感染防止のためご入場いただける人数に制限を設けさせていただきます。ご用意できる席数を限らせていただきますので会場にご入場頂けない場合がございます。

また、株主総会にご出席される際は、マスク着用・アルコール消毒・検温などの感染防止予防策にご協力いただきますようお願い申し上げますと共にお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

尚、例年株主総会終了後開催しております株主懇親ゴルフ会は、今年も同日に開催いたしますのでご参加のほど宜しくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告 (令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

年初から新型コロナウイルス感染者数の急増に加え、歴史的な円安、物価高という厳しい社会経済状況が続きました。そのような中で懸案でありました資本金の減資を実施させていただき、諸経費の削減により更なる利益体質となるよう努めております。また、徹底した新型コロナウイルス感染防止対策を前提とした企画イベント等の開催により、来場者数の増加やそれにもない売り上げの拡大が図られ、前期に続き利益計上となりました。

このような経済状況の中、当事業年度の営業日数は324日（前期比2日の増加）、総入場者は54,101名〔会員35,802名（前期比589名の増加）、ゲスト18,299名（前期比143名の増加）〕となり、売上高は1,072,102千円と前期比27,817千円の増加となりました。

売上高の内訳は次のとおりであります。

区 分	金 額	前期比増減	構 成 比
	千円	%	%
年会費及びロッカー収入	210,196	0	19.6
プ レ イ 収 入	563,244	2.4	52.5
食 堂 売 店 売 上	138,911	3.9	13.0
そ の 他 収 入	23,250	4.1	2.2
名 義 書 換 料	136,500	6.6	12.7
合 計	1,072,102	2.7	100.0

売上原価並びに販売費及び一般管理費は、減資により大会社で無くなったことで租税公課が減少したことや前年発生した60周年記念品制作費用が無くなり交際費が減少した一方、人件費が増加したことにより1,077,257千円と前期比45,204千円の増加となり、入場者の増加により売上は増加したものの営業損失5,155千円を計上する結果となりました。

営業外収益は賃貸料の減少により、21,252千円と前期比7,392千円の減少となりました。

この結果、経常利益16,096千円及び当期純利益5,743千円を計上する結果となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は、149,877千円で、その主なものは次のとおりであります。

構築物	フェンス新設工事	29,610千円
構築物	従業員駐車場防球ネット設置工事	17,570千円
機械装置	リール研磨機更新	9,800千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 当社が対処すべき課題

- 1) 減資後の安定した利益体質構築のため諸経費の見直し、圧縮を行い財務体質の強化を図ってまいります。
- 2) SDGsに関連して以前からのテーマの取り組みを進め、関連業界の推進役としての地位を確立していくよう努めてまいります。
- 3) 環境問題、エネルギー問題への対応としてグリーントランスフォーメーション(GX)への取り組みを進め、SDGsの関連項目を進めてまいります。
- 4) ゴルフコース全般及び付帯設備につきましても、メンテナンスの充実を図り、より良いプレー環境の向上及びプレーヤーの満足度UPに努めてまいります。
- 5) 企業の社会的責任への取り組みを継続的に行い、特に地域社会の一員としての責任を全うしてまいります。

以上の課題の推進に注力し企業価値の向上を目指してまいります。株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※SDGs Sustainable Development Goals

テーマ	N03	すべての人に健康と福祉を
	N06	安全な水とトイレを世界中に
	N07	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
	N09	産業と技術革新の基盤を作ろう
	N011	住み続けられるまちづくりを
	N013	気候変動に具体的な対策を
	N015	陸の豊かさを守ろう

全17テーマの内7テーマを対象といたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第61期 令和元年12月期	第62期 令和2年12月期	第63期 令和3年12月期	第64期(当期) 令和4年12月期
売 上 高(千円)	895,590	775,694	1,044,284	1,072,102
当期純利益又は 純損失(△)(千円)	△77,624	△4,167	27,593	5,743
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円・銭)	△36,154.70	△1,941.20	12,852.23	2,675.09
総 資 産(千円)	3,795,767	3,769,563	3,797,636	3,770,330
純 資 産(千円)	1,274,762	1,270,557	1,298,178	1,304,008
1株当たり純資産(円・銭)	593,741.15	591,782.55	604,647.55	607,363.11

(注) 第63期まで営業外収益として計上しておりました名義書換料については、第64期(当期)より「売上高」に含めて計上することに変更したため、第63期については、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(令和4年12月31日現在)

ゴルフ場及び食堂の経営並びにゴルフ用具の販売

(8) 主要な事業所(令和4年12月31日現在)

本社・ゴルフ場 埼玉県日高市
東京営業所 東京都千代田区

(9) 従業員の状況(令和4年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性 29名	増減なし	46歳	12年
女 性 31名	増減なし	34歳	6年
合 計 又 は 平 均 60名	増減なし	40歳	9年

(10) 主要な借入先(令和4年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（令和4年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	2,980株
② 発行済株式の総数	2,147株
③ 株主数	1,561名
④ 大株主	

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
	株	%
東 ソ 一 樹	166	7.7
高 橋 正 孝	130	6.1
大 河 原 茂 夫	101	4.7
日産東京販売ホールディングス(株)	95	4.4
金 沢 朋 子	41	1.9
内 藤 潔	21	1.0
(株) 集 英 社	5	0.2
宮 本 製 粉 (株)	4	0.2
医 療 法 人 社 団 明 芳 会	2	0.1
旭 化 学 合 成 (株) 他 2 9 名	60	2.8

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和4年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
大 河 原 茂 夫	代表取締役社長	
高 橋 正 孝	代 表 取 締 役	
泉 田 保 夫	取 締 役	
内 藤 潔	取 締 役	
多 賀 俊 幸	取 締 役	
松 本 護	取 締 役	
伊 東 輝 昌	常 勤 監 査 役	
宮 島 壯 太	監 査 役	
岩 崎 徳 雄	監 査 役	

- (注) 1. 取締役内藤潔、多賀俊幸の2氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊東輝昌、宮島壯太、岩崎徳雄の3氏は、社外監査役であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項の規定により役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。

但し、故意または重過失に起因して生じた損害は補填されない等の免責事由があります。尚、保険料は全額当社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役		監 査 役		計		摘 要
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
6名	53,293千円	1名	2,550千円	7名	55,843千円	

(注) 1. 平成2年3月30日開催の株主総会決議による報酬の額

取締役 年額 60,000千円以内

昭和57年3月26日開催の株主総会決議による報酬の額

監査役 年額 10,000千円以内

2. 上記支給額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額29,383千円（取締役6名28,633千円、監査役1名750千円）

3. 上記支給額のほか使用人兼務取締役1名の使用人分の給与9,036千円の支給があります。

4. 社外役員5名の報酬の額は6,600千円であります。

5. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。

尚、監査役2名は無報酬であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役 内藤 潔	当事業年度開催の取締役会5回の内5回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
取締役 多賀 俊幸	当事業年度開催の取締役会5回の内5回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 伊東 輝昌	当事業年度開催の取締役会5回の内5回、監査役会6回の内6回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 宮島 壯太	当事業年度開催の取締役会5回の内5回、監査役会6回の内6回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 岩崎 徳雄	当事業年度開催の取締役会5回の内2回、監査役会6回の内2回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。

(注) 社外取締役及び社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は、以下の通りです。

- ・取締役内藤潔氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営全般に大所高所から先を見据えた助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
- ・取締役多賀俊幸氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営全般に大所高所から先を見据えた助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
- ・監査役伊東輝昌氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
- ・監査役宮島壯太氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
- ・監査役岩崎徳雄氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務の報酬等の額	4,500千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
合計	4,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役会の同意又は請求により、取締役会が会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすためコンプライアンス・マニュアルを周知徹底させ、定期的にマニュアルの見直しを行うとともに教育等を実施する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。新たに生じたリスク並びに生じる恐れのあるリスクについては取締役会において対応責任者たる取締役を定める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定プロセスの簡素化等により、意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催し合議制により慎重な意思決定を行う。

- (5) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の補助をする使用人は、各部門の部門長あるいは部門長が指名した使用人が必要に応じてこれに当たることとする。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその使用人に監査業務に必要な事項を命令することができ
るものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、そ
の命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした
者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを
確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、ある
いは会社に重大な損失を与える事実を発見した場合は当該事項を速や
かに監査役（会）に報告する。また、その報告をした者が不利な取扱
いを受けないよう体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の
環境を整備するよう努めるとともに取締役との定期的な意見交換会を
開催し、また社外監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効率
的な監査業務の遂行を図る。また、監査役の職務の執行について生ず
る費用等については会社規程に則り適正に処理する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は5回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席
し、経営への監視を行っている。

②監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は6回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・
決議を行っている。

貸借対照表

(令和4年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	1,278,755	流 動 負 債	112,074
現金及び預金	831,011	買掛金	13,027
営業未収入金	34,518	リース債務	8,371
有価証券	100,362	未払金	18,483
商 品	4,034	未払費用	47,498
原 材 料	3,671	未払法人税等	1,620
貯 蔵 品	13,330	預り金	8,187
仮 払 金	242,485	前受収益	9,608
前払費用	11,767	賞与引当金	4,903
未収法人税	10,238	その他	374
未収消費税	27,335	固 定 負 債	2,354,247
固 定 資 産	2,491,574	リース債務	19,930
有 形 固 定 資 産	2,446,286	入会金預り金	334,800
建 物	272,319	会員預り保証金	1,925,000
構 築 物	256,301	長期前受収益	7,206
機 械 及 び 装 置	51,416	役員退職慰労引当金	29,383
車 両 運 搬 具	8,726	退職給付引当金	37,926
工具、器具及び備品	17,801	負 債 合 計	2,466,321
立 木	170,169	純 資 産 の 部	
コ ー ス	556,329	株 主 資 本	1,303,887
土 地	1,087,461	資 本 金	100,000
リース資産	25,759	資 本 剰 余 金	1,113,350
無 形 固 定 資 産	3,887	その他資本剰余金	1,113,350
借 地 権	1,086	利 益 剰 余 金	90,537
ソ フ ト ウ ェ ア	1,575	その他利益剰余金	90,537
そ の 他	1,225	別 途 積 立 金	570,000
投 資 そ の 他 の 資 産	41,400	繰越利益剰余金	△479,462
投資有価証券	227	評 価 ・ 換 算 差 額 等	121
敷金及び保証金	38,475	そ の 他 有 価 証 券	121
長期前払費用	1,108	評 価 差 額 金	121
そ の 他	1,589	純 資 産 合 計	1,304,008
資 産 合 計	3,770,330	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,770,330

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

科 目	金 額	千円
売 上 高		千円
年会費及びロッカー収入	210,196	
プレイ収入	563,244	
食堂売店売上	138,911	
その他の収入	23,250	
名義書換料	136,500	1,072,102
売 上 原 価		940,640
売 上 総 利 益		131,461
販売費及び一般管理費		136,616
営 業 損 失		5,155
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,093	
固定資産賃貸料	1,140	
雑収入	19,019	21,252
経 常 利 益		16,096
特 別 損 失		
固定資産除却損	7,113	7,113
税 引 前 当 期 純 利 益		8,983
法人税、住民税及び事業税		3,240
当 期 純 利 益		5,743

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	1,213,350	-	-	570,000	△485,205	84,794	1,298,144
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額							
当 期 純 利 益					5,743	5,743	5,743
減 資	△1,113,350	1,113,350	1,113,350				
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)							
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△1,113,350	1,113,350	1,113,350	-	5,743	5,743	5,743
当 期 末 残 高	100,000	1,113,350	1,113,350	570,000	△479,462	90,537	1,303,887

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	34	34	1,298,178
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額			
当 期 純 利 益			5,743
減 資			
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	86	86	86
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	86	86	5,830
当 期 末 残 高	121	121	1,304,008

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 商品、原材料及び貯蔵品は、いずれも先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によって評価しております。

(2) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備、構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金は、従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

退職時に支給する取締役、監査役に対する報酬及び退職慰労金、功労加算金に関する規定に基づく将来の支給も込額を計上しております。

（追加情報）

当社は、役員退職慰労金の支払いに備えるため、新たに「取締役・監査役に対する報酬及び退職慰労金、功労加算金に関する規定」を制定しました。制定に伴う影響額は、役員退職慰労引当金繰入額として販売費及び一般管理費に29,383千円計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び該当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

① プレイ収入

ゴルフ場利用のサービスを提供しており、サービスの提供を行った時点で収益を認識しております。

- ② 食堂売店売上
食事の提供及び物品の販売を行っており、提供を行った時点で収益の認識をしております。
- ③ その他営業収入
ゴルフ場利用に関するその他のサービスを提供しており、サービスの提供を行った時点で収益の認識をしております。
- ④ 年会費
会員の年会費については、当該年会費に対応した期間にわたり収益を認識しております。
- ⑤ ロッカーフィー
会員へのロッカー貸与サービスを提供しており、当該使用期間にわたり収益の認識をしております。
- ⑥ 名義書換料
名義書換料は、名義書換等により收受した時点で会員資格を付与するものであり、入金後名義書換等の手続き完了時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当事業年度の損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、「時価算定会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

名義書換料により收受する名義書換料及び家族会員入会金については、従来、その金額を「営業外収益」に計上しておりましたが、当事業年度より「売上高」に含めて計上しております。

これは、「収益認識に関する会計基準」の調査・検討を契機に、収益の内容を精査・整理した結果、営業外収益に計上していた名義書換料及び家族会員入会金を売り上げに計上する方が事業の実態をより適切に表示することが可能になると判断したことから、表示方法の変更を行ったものであります。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産2,446,286千円

(2) 識別した項目に係わる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、ゴルフ場経営を主たる事業としており、決算日ごとに単一の資産グループ単位で減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候となる主な事象としては、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、又は資産の用途もしくは経営戦略の著しい変更、経営環境の著しい悪化等が該当します。

減損の兆候が存在すると判定された場合の減損損失の認識にあたっては、翌事業年度の予算等を基準として算出された将来キャッシュ・フローに基づき見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。外部の情報源に基づく情報等を踏まえ、当該影響が概ね令和5年度は継続するものと仮定して令和4年12月期の固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度において認識する金額に重要な変動を与えるリスクがあります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,685,772千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 2,147株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 0株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については比較的安全性の高い債券等で行っており、有価証券及び投資有価証券の内容は債券等です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年12月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券 満期保有目的の債券	100,362	100,180	△182
(2) 投資有価証券 その他有価証券	227	227	—
(3) 敷金及び保証金	38,475	38,475	—
資産計	139,055	138,873	△182
(1) 入会金預り金	334,800	334,800	—
(2) 会員預り保証金	1,952,000	1,952,000	—
負債計	2,259,800	2,259,800	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
 - レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 - レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	227	—	—	227
資産計	227	—	—	227

② 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	100,180	—	100,180
敷金及び保証金	—	38,465	—	38,465
資産計	—	138,645	—	138,465
入会金預り金	—	334,800	—	334,800
会員預り保証金	—	1,925,000	—	1,925,000
負債計	—	2,259,800	—	2,259,800

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。債券は取引所の価格または取引先金融機関から提示された価格によっているため、レベル2の時価に分類しています。

敷金及び保証金

敷金及び保証金は賃貸借契約に伴う敷金等であり、賃貸借契約終了により将来回収が見込まれます。当事業年度末においては、その将来キャッシュ・フローに対する割引率をゼロとして現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しています。

入会金預り金・会員預り保証金

要求払いの特徴を有する入会金預り金・会員預り保証金については、会員からの要求に応じて直ちに支払われるものであり、当事業年度末に要求された場合の支払額をレベル2の時価に分類しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	一時点で移 転される財 及びサービ ス	一定期間に わたり移転 される財及 びサービス	顧客との契 約から生じ る収益	外部顧客 への売上 高
ブレイ収入	563,244	—	563,244	563,244
食堂売店収入	138,911	—	138,911	138,911
その他営業収入	23,250	—	23,250	23,250
年会費収入	—	202,703	202,703	202,703
ロッカーフィー 収入	—	7,493	7,493	7,493
名義書換収入	136,500	—	136,500	136,500
合計	861,906	210,196	1,072,102	1,072,102

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) (5) . 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権など

	当事業年度 (自令和4年1月1日至令 和4年12月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	32,683千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	34,518千円

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 607,363円11銭
 (2) 1株当たり当期純利益 2,675円09銭

10. 追加情報

経営資源最適化の観点から保有資産の見直しを行い、保有資産(土地)を売却することにいたしました。

- 理由：土地が遊休状態であるため
- 譲渡する相手会社：大和ハウス工業株式会社
- 譲渡資産の種類、譲渡前の用途：遊休土地
- 譲渡の時期：令和5年3月31日
- 譲渡価額：765百万円

翌事業年度に固定資産売却益113百万円を特別利益として計上する見込み

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年2月24日

株式会社 日高カントリー倶楽部

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐藤 禎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺田 聡司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日高カントリー倶楽部の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独自の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に

重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年2月25日

株式会社 日高カントリー倶楽部 監査役会

監査役(常勤) 伊 東 輝 昌 ㊟

監 査 役 宮 島 壯 太 ㊟

(注) 監査役伊東輝昌、宮島壯太の2氏は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

字句の修正、大会社から中小会社への変更に伴う修正及び会社法第370条に基づく取締役会のデジタル開催の追加をするためのものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。（現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。）

（下線は変更部分を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第一章 総則</p> <p>第四条 当社の<u>広告</u>は官報に掲載する。</p> <p>第五条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び<u>会計監査人</u>を置く。</p> <p>第四章 役員等</p> <p><u>第二十五条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>②会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>③会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>新設</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第四条 当社の<u>公告</u>は官報に掲載する。</p> <p>第五条 当社は、取締役会、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>第四章 役員等</p> <p><u>第二十五条</u> <u>全文削除</u></p> <p><u>第二十五条</u> <u>取締役が取締役会の決議事項に係る提案をした場合、全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示があり、監査役から異議の表示の無い場合、当該案件は可決したものとす。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役高橋正孝氏、泉田保夫氏、内藤潔氏、松本護氏が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	高橋正孝 (昭和12年10月2日)	昭和35年 昭和電工(株)入社 昭和49年 当社取締役 昭和62年 当社代表取締役社長 令和3年 当社代表取締役(現在)	130株
2	泉田保夫 (昭和22年2月27日)	昭和44年 東京日産自動車販売(株)入社 平成17年 同社取締役 平成23年 当社相談役 平成25年 当社取締役(現在)	—
3	内藤潔 (昭和47年8月12日)	平成7年 (株)鍛冶屋敷入社 平成16年 慶應義塾大学総合政策学部講師 平成21年 (株)鍛冶屋敷代表取締役(現在) 平成27年 当社取締役(現在)	21株
4	松本護 (昭和31年11月17日)	昭和54年 (株)ブリヂストンスポーツ東京入社 平成10年 (株)ブリヂストンスポーツ 東日本取締役 平成26年 当社支配人 令和3年 当社取締役総支配人(現在)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 内藤潔氏は社外取締役候補者であります。

内藤潔氏の企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般の監督と助言を期待し平成27年3月に当社取締役に選任、当社の業績向上に貢献していただいております。当社のさらなる成長のため、業務執行に対する監督、助言等頂くことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3. 内藤潔氏の当社取締役の在任期間は本總會終結の時をもって8年であります。

4. 当社は会社法第430条の3第1項の規定により役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年1月に当該契約を更新しております。当保険契約は取締役等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されており、その他の内容につきましては、事業報告に記載の通りであります。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることになります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役宮島壯太氏、岩崎徳雄氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	大 竹 茂 (昭和23年3月29日)	昭和41年 八千代工業㈱入社 昭和58年 同社取締役 平成12年 同社代表取締役社長 平成19年 同社会長 平成21年 同社会長退任	1株
2	金 沢 朋 子 (昭和43年9月19日)	平成3年 成蹊大学経済学部卒業 平成3年 キヤノン㈱入社	41株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大竹茂氏、金沢朋子氏は社外監査役候補者であります。
 大竹茂氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を期待し監査役に選任をお願いするものであります。
 金沢朋子氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を期待し監査役に選任をお願いするものであります。
3. 大竹茂氏、金沢朋子氏の経歴及び見識から社外監査役候補者といたしました。
4. 当社は会社法第430条の3第1項の規定により役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年1月に当該契約を更新しております。
 当保険契約は取締役等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されており、その他の内容につきましては、事業報告に記載の通りであります。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって監査役を退任される宮島壯太氏に対し在任中の功労に報いるため、当社の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと思います。

退任監査役宮島壯太氏の略歴は、次の通りです。

氏名	役職名	略歴
宮島 壯太	当社監査役	平成12年 当社監査役(現在)

以上

令和5年3月20日
株式会社日高カントリー倶楽部
代表取締役社長 大河原茂夫

令和5年3月8日付けでお送りしました「第64期定時株主総会ご通知」において誤記がございましたので訂正し、お詫び申し上げます。

記

訂正内容

頁	項目	誤	正	
15	役員退職慰労引当金	将来の支給も込額	将来の支給額	
17	会員預り保証金	貸借対照表計上額 (千円)	1,952,000	1,925,000
		時価 (千円)	1,952,000	1,925,000
18	敷金及び保証金	時価 (千円) レベル2	38,465	38,475
		時価 (千円) 合計	38,465	38,475
	資産計	時価 (千円) レベル2	138,645	138,655
		時価 (千円) 合計	138,465	138,655
27	第3号議案 監査役2名選任 の件	(注) 2	大竹茂氏、金沢朋子氏は社外監査役候補者であります。	大竹茂氏は社外監査役候補者であります。
		(注) 3	大竹茂氏、金沢朋子氏の経歴及び見識から社外監査役候補者といたしました。	大竹茂氏の経歴及び見識から社外監査役候補者といたしました。

以上

令和5年3月24日

株主各位

埼玉県日高市高萩1203番地
株式会社 日高カントリー倶楽部
代表取締役社長 大河原 茂夫

第64期定時株主総会決議のお知らせ

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第64期定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたのでお知らせいたします。 敬 具

記

報告事項 第64期（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
本件は、上記各書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は、原案通り承認可決されました。

以上

* 尚、招集通知に誤記がありました事を改めてお詫び申し上げます。